

皆さんの健康を守り、
生活環境を保全するため

県民の生活環境の保全等に関する条例が施行されました

愛知県は、公害防止条例を改正し、都市生活型公害、地球温暖化、化学物質による環境リスク、土壌・地下水汚染などの環境問題への対策のため、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を10月1日に施行しました。

※条例の一部は平成16年、17年、19年の4月1日から施行されるものもあります。本文中かつこ書きで記載しています。

多くの市民・事業者にかかわる決まりごと

地球温暖化の防止



●事業者及び県民は、電気、燃料などの効率的な使用、建築物などの緑化その他地球温暖化の防止に努めなければなりません。

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

●自動車を購入または使用しようとする人は、低公害車などを購入し、または使用するよう努めなければなりません。



●自動車を運転する人は、駐車時、アイドリング・ストップを行わなければなりません。また、事業者は、従業員へアイドリング・ストップの指導を行う必要があります。

生活排水対策

●生活排水を排出する人は、調理くず、廃食用油などの適正な処理、洗剤の適正使用などの生活排水対策を



自主的に行わなければならない。●下水道区域以外で生活排水を排出する人は、合併処理浄化槽の設置などにより、生活排水の適正処理に努めなければならない。

循環型社会の形成

●事業者・県民は、廃棄物などの発生抑制など循環型社会の形成取り組みの推進に努めなければなりません。



屋外燃焼行為に関する規制

●一定の基準を満たす焼却炉を用いないで、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木（木材を含む）紙または繊維を燃やす行為は原則禁止となりました。

そのほかに新しく規定されたこと

土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制

●特定有害物質などを取り扱う者は、特定有害物質などをみだりに埋め、飛散させ、または地下に浸透させてはなりません。



●特定有害物質などを業として取り扱う者は、特定有害物質などを取り扱う施設の点検をするよう努めなければなりません。

●特定有害物質などを取り扱い、または取り扱っていた事業所の設置者は、土壌及び地下水の汚染の状況の調査に努めなければなりません。

●3000㎡以上の土地の改変を行うおうとする者は、その土地で過去に特定有害物質などを取り扱っていた事業所の設置状況を事前に調査し、知事に届け出る必要があります。（平成16年4月）

化学物質の適正な管理

●特定化学物質の年間取扱量が1トン以上で、かつ、全事業所の従業員数が21人以上の事業者（特定化学

物質等取扱事業者）は、化学物質の取扱量を把握し（平成16年4月）、その把握した取扱量を、毎年度知事へ届け出る必要があります。（平成17年4月）

●特定化学物質等取扱事業者のうち、1事業所の従業員数が21人以上の事業者は、管理書を作成し、知事へ提出する必要があります。（平成17年4月）

地球温暖化の防止

●多量排出事業者は、温室効果ガス排出の抑制などのための措置に関する計画書を作成し、知事に提出する必要があります。（平成16年4月）

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

●500㎡以上の駐車場の設置・管理者は、利用者に対し、アイドリング・ストップを周知するための措置を講じなければなりません。

●事業の用に供する自動車を乗用車換算で200台以上使用する事業者は、低公害車を3割以上導入しなければなりません。（平成19年4月）

規定が強化されたこと

●ばい煙発生施設などに関する規制

●新たに有害物質を3物質規定し、

もっと詳しく

知りたい

●低公害車▼燃料電池・電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車、低排出ガスかつ低燃費な自動車など

●アイドリング・ストップ▼自動車の駐車中に、エンジンをかけっぱなしにする（アイドリング）のをやめること。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができます。

●屋外燃焼行為に関する規制▼次の場合は適用が除外されます。公益上もしくは社会慣習上やむを得ず燃焼する場合または生活環境に与える影響が軽微な場合であって、①国、地方公共団体の施設の管理 ②災害の予防、応急対策の管理 ③風俗習慣上、宗教上の行事 ④農業、林業など営むためにやむを得ないもの ⑤たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる軽微なもの ⑥学校教育、社会教育活動で必要な場合など

●特定有害物質▼土壌、地下水に含まれることよって人の健康・生活環境に係る被害を生ずるおそれがある鉛、ヒ素、水銀など25の物質

問い合わせ

●愛知県西三河事務所
環境保全課
(☎0564(23)1211)

●市環境安全課

県民の生活環境の保全等に関する条例、規則は愛知県庁環境部のホームページに掲載
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo>